

令和3年度稲スポーツセンター
指定管理者評価項目・評価基準（案）

※評価は、S～Cの4段階とし、Aを標準とする

評価基準（内容）	
<p>1 施設の設置目的（身体障がい者福祉センターA型の機能）及び管理運営方針</p>	<p>(1) 施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか ・障がい者のスポーツ及び文化芸術（レクリエーション）その他の障がい者の社会参加の促進に資する活動を支援する</p> <p>(2) 指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や組織体制運営等を適正に行っているか また、関係法令を遵守しているか</p> <p>① 第三者への委託は適切に行われているか</p> <p>② 年間事業計画書等を適切に提出しているか</p> <p>③ 事業報告書等を適切に提出しているか</p> <p>④ 指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか</p> <p>⑤ 府が管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか</p> <p>⑥ 個人情報の取扱い</p> <p>⑦ 情報公開への対応</p> <p>⑧ 公正採用への対応</p> <p>⑨ 人権研修の実施</p> <p>⑩ 障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令</p> <p>⑪ 大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立稲スポーツセンター管理規則など、稲スポーツセンターの運営を行うにあたり必要な条例、規則</p> <p>⑫ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令</p> <p>⑬ その他関係法規、通知、要領等</p> <p>⑭ 本要項、協定、提案、その他本府との事前協議による合意、その他府の指示等</p>
<p>2 平等な利用を図るための具体的手法・効果</p>	<p>(1) 障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っているか</p> <p>① 休館日・開館時間</p> <p>② 館内スポーツ施設・館外スポーツ施設及び会議室等諸室の利用時間</p>

	<p>③ 休日の変更</p> <p>④ 障がい者の利用等に際しての合理的配慮</p> <p>(2) 以下の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われているか</p> <p>① 貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明</p> <p>② 予約申込み受付業務</p> <p>③ 申請受付利用承認業務</p> <p>④ 施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備</p> <p>⑤ 諸設備、体育器具、備品等の管理、点検、貸出、補修に関する業務等</p> <p>⑥ 稲スポーツセンターの利用の承認及びその取消</p> <p>⑦ 入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止</p>
<p>3 利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・効果</p>	<p>(1) 府施策の方向性を理解したものとなっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用環境の継続性確保について <ul style="list-style-type: none"> ① 教室等を引き続き実施すること (募集要項別添 2) ② 教室等の P D C A を実施すること (募集要項別添 3) ③ 教室等の継続性確保や変更時の利用者対応 (講師交代の 2 ～ 3 回前から現・新の講師による同時対応、困難な場合は利用者説明会の開催等) を実施すること ・ 障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪) から助言等を得るなど、連携体制を確保すること ② 障がい者の文化芸術において、国際障害者交流センター (ビッグアイ) から助言等を得るなど、連携体制が確保すること ③ 支援学校等への職員や障がい者スポーツ指導員の派遣など地域活動支援の展開を図ること <hr/> <p>(2) 専門性・連携体制が確保されているか (人員体制含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中級障害者スポーツ指導員等の有資格者が 3 名以上配置されているか ② 障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)、国際障害者交流センター (ビッグアイ) との連携が確保できる職員の配置がされているか ③ その他の関係機関との連携体制が確保されているか <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビッグアイ、ファインプラザ大阪から助言等を得る ・ 支援学校へ職員や障がい者スポーツ指導員の派遣等を実施

	<p>(3) 利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教室等のP D C Aを実施すること (別添3) 【再掲】 ・ 利用者の満足度向上に努める取組 (利用者からの苦情や要望、満足度適宜把握し、府に報告する等) ・ 業務や経理に関する資料や報告書などを半期ごとに提出すること <p>(4) 障がい者スポーツ及び稲スポーツセンターのマーケティング (P R) に関する業務が適切に行われているか</p>
<p>4 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度</p>	<p>(1) 施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電気、機械設備運転及び保安全管理業務 ② 清掃業務 ③ 樹木・植栽の管理 ④ 防火管理業務 ⑤ 設備・機器保守点検業務 ⑥ その他施設の良好な維持管理に必要な業務等 <p>(2) 利用者の安全対策は万全か</p> <p>(3) 緊急時の危機管理体制を整備しているか</p>
<p>5 府施策との整合</p>	<p>(1) 府の協力要請に対応しているか</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 府が実施する事業への協力 (府事業に係る稲スポーツセンター使用への協力を含む) ② 知的障がい者の継続雇用の取組み ③ 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応 ④ その他の社会情勢等による府からの要請に適切に対応しているか。
<p>6 収支計画の内容、適格性および実現の程度</p>	<p>(1) 事業収支の計画は妥当か</p>
<p>7 安定的な運営が可能となる人的能力</p>	<p>(1) 職員体制は十分か</p> <p>職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターA型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか</p> <p>(2) 職員採用、確保の方策は適切か</p> <p>(3) 職員の指導育成や研修体制は十分か</p>
<p>8 安定的な運営が可能となる財政的基盤</p>	<p>(1) 法人の経営状況</p>